

《雇用保険適用事業所設置届に係る必要書類一覧》

建設業（産業分類 06～08）

ハローワーク和歌山では、厚生労働省、和歌山労働局の指示により、雇用保険の不正受給の防止等を目的として雇用保険適用事業所設置に係る手続きについて確認要件の厳格化を行っております。事業主様におかれましてはご準備いただく資料が多くなり、お手数をおかけいたしますが、雇用保険制度の適正な運営のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

I 届出書類

- 雇用保険事業所設置届**
 - ・事業主印（表裏）を押してください ・事業所の場所を示す地図を裏面に記入又は貼付してください。
- 労働保険関係成立届**
- 労働保険料申告書**
- 雇用保険被保険者資格取得届**（提出時期に関わらず取得日から現在までの下記の書類が必要です。）
 - 労働者名簿** ・ **出勤簿（タイムカード）** ・ **賃金台帳**
 - 契約書（取得者が短時間労働者、有期契約労働者、派遣社員の場合）**
- 印鑑（お持ち出し可能な限り）**

II 事業実態を示す書類

- 【法人】商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書**
- 【個人】事業主の住民票**（マイナンバーの記載がないもの）
 - ・設置届提出日から概ね3か月以内に取得したものをご準備ください。
- 事業の許認可証 / 工事請負契約書（建設業法第19条に基づくもの、元請が作成）のいずれか**
 - ・許認可証は有効期限内のものを提出してください（許認可の申請書は不可です）
 - ・工事請負契約書を入手されていない場合は、元請様に依頼し入手の上、提出してください
 - ・請負契約をしていない場合（個人契約等）は、自社が発行した工事代金の領収書を提出してください
- 税務関係書類（法人設立届、個人事業開設届、確定申告関係書類等）**
 - ・税務署の受付印（電子申請は受付番号）がないものは認められません
- 賃貸契約書（不動産登記事項証明書） / 公共料金の請求書または領収書 のいずれか**
- 取引先が発行した請求書、領収書、納品書**
 - ・事業の一環で生じたものが必要です。弁当や工具購入等、事業実態が把握できないものや、量販店のレジシート等に事業所名を記入しているだけのものは認められません。
- その他（上記以外でご提出いただきたいもの）**

設置届提出日から6か月以上遡って設置を行う場合は下記の書類が必要

- 遅延理由書、 確定申告書類（遡及年分全て）（または 納税証明書（その2））**

- ・ 書類が不足している場合や記載内容で事業実態が確認できない場合は適用事業所設置及び被保険者資格取得のお手続きを行うことができません。
- ・ 一覧にない資料を求める場合（後日の追加提出含む。）や、ハローワーク及び労働局の職員による訪問実地調査を行う場合がありますのでその際にご協力をお願いします。
- ・ 来所にてお手続きいただく場合は可能な限り16時までにご提出いただきますようお願いいたします。